

令和4年度 東京大学エンデバー・ユナイテッド・ホールディングス奨学金募集要項

1. 趣旨

一般財団法人エンデバー・ユナイテッド・ホールディングス基金からの寄附を原資として、本学大学院に在籍し、投資ビジネスや企業価値の向上に興味を持つ優れた女子学生であって、経済的支援を必要とする者を対象として、奨学金を支給して支援することを目的とします。

2. 申請者の資格

令和4年4月に東京大学大学院修士課程または専門職学位課程へ入学した日本人女子学生のうち、特に優秀な者であり、かつ経済的支援を必要とする者。

3. 採用予定者数

概ね3名（ただし、応募状況により採用人数を調整する場合があります）

4. 支給額

月額8万円（原則として返還の義務はありません）

5. 支給期間

令和4年4月より最大2年間

6. 奨学金の申請

申請者は、提出期間内に必要な書類を本部奨学厚生課に**郵送にて提出**してください。

●提出期間：令和4年4月11日（月）～令和4年5月10日（火）【必着】

●提出先：〒113-8654 東京都文京区本郷7-3-1 東京大学本部奨学厚生課奨学チーム宛
封筒表面に「エンデバー・ユナイテッド・ホールディングス奨学金申請書在中」と朱書きし、特定記録等の記録郵便で郵送してください。

※提出方法は郵送のみです。窓口にて受け取ることはできませんのでご注意ください。

●申請書類：以下の表に示す申請書類のうち、該当するものを本部奨学厚生課奨学チーム（以下、「奨学チーム」という）に提出してください。

※各様式は本学ウェブページよりダウンロードしてください。

https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/students/welfare/h02_20.html

申請書類	留意事項
申請書（様式1）	必要事項を記入してください。
成績証明書	申請時の直近までの学部4年間分の成績。 ※ 単位別の評価内容及び総取得単位数が確認できれば、学務システム等の画面キャプチャも可。

<p>収入等に関する証明書 ※生計維持者（父母または父母に代わって家計を支えている者）について提出してください。</p>	<p>給与所得者 （確定申告を行っていない者） ※令和3年1月以降に就職・転職した場合</p>	<p>源泉徴収票 令和3年分（写） ※年収見込証明書 様式2-1</p>
	<p>給与所得以外の所得者 （確定申告を行った者）</p>	<p>確定申告書 令和3年分（写）</p>
	<p>年金(老齢・厚生・遺族・障害等)を受給している場合</p>	<p>最新の年金振込通知書（写）または最新の年金額改定通知書（写）</p>
	<p>失業中で雇用保険を受給している場合</p>	<p>雇用保険受給資格者証（写）</p>
	<p>生活保護の認定を受けている場合</p>	<p>保護料決定（変更）通知（写）</p>
	<p>児童手当等、各種福祉関係（含む扶養、障害、老人）を受給している場合</p>	<p>児童手当については、児童手当支払通知書（写）、その他は受給金額がわかる書類（写）</p>
	<p>無職・無収入の場合 ※就学者・父母の扶養親族となっている家族は必要ありません。</p>	<p>無職・無収入申立書（様式2-2）及び最新の所得証明書。 所得証明書に所得の記載がある場合は、退職証明書等、その収入が現在ないことがわかる書類</p>
	<p>高校生以上の就学者がいる世帯 ※申請者本人、小・中学生は除く</p>	<p>最新の在学証明書</p>
	<p>障害者のいる世帯</p>	<p>身体障害者手帳（写）、公害医療手帳（写）、 精神障害者保険福祉手帳（写）、原爆手帳（写）</p>
<p>長期療養者のいる世帯 ※申請時より6カ月以上前から継続的に治療を行っており、今後も引き続き治療が必要な傷病となります。</p>	<p>長期療養にかかる医療費控除金額内訳書（様式2-3） 医師の診断書 領収書貼付台帳（医療費の領収書等（写）を貼付したもの） （様式2-5）</p>	

	主たる生計維持者が別居している世帯 ※勤務先の都合による場合のみ適用となります。	生計維持者別居（単身赴任等）にかかる経費控除金額申立書 （様式2-4） 領収書貼付台帳（家賃等の領収書等（写）を貼付したもの） （様式2-5）
	震災、風水害、火災その他の災害または盗難の被害を受けた世帯 ※保険・損害保険等によって補てんされた金額は対象とはなりません。	罹（被）災証明書 罹（被）災額証明等の被害金額がわかるもの（写）

7. 受給者の決定

受給者の決定は、奨学厚生担当理事（以下、「理事」という）が行う。理事は受給者を決定したときは、本人に通知します。

8. 奨学金の支給方法

奨学金の支給は、在籍確認の上、半期毎に受給者名義の預金口座に送金します。

9. 奨学金の休止及び復活

- (1) 受給者は、休学又は長期欠席（1月以上にわたり日本を離れる場合も含む。ただし、学外における研究活動等によるものについては含まない）する場合は、速やかにこれを証する書類を奨学チームに届け出るものとし、奨学金の支給は休止となります。
- (2) 前号の規定により奨学金の支給を休止された者が、その事由が止んだことを証する書類を付して、奨学チームに支給の再開を願い出た場合は、奨学金の支給を再開することができます。

10. 奨学金の支給廃止

受給者は、次のいずれかに該当する場合は、速やかにこれらを証する書類を奨学チームに届け出るものとし、奨学金の支給は廃止となります。

- (1) 退学又は転学したとき。
- (2) 停学の処分を受けたとき。
- (3) 学業成績が不良となったとき。
- (4) 奨学金を必要としない理由が生じたとき。
- (5) 前各号のほか、受給者としてふさわしくない事実があったとき。

11. 奨学金の返納

受給者が休学・長期欠席又は受給者としてふさわしくない事実があったときは、既に支給した奨学金の全部又は一部を返納する必要があります。

1 2. 奨学金の辞退

受給者は、奨学チームに奨学金の辞退を申し出ることができます。

1 3. 異動の届出

受給者は、次のいずれかに該当するときは、速やかに奨学チームに届け出る必要があります。

- (1) 休学、復学又は長期欠席しようとするとき。
- (2) 住所、氏名、連絡先等その他重要な事項に変更があったとき。

1 4. 報告書の提出等

- (1) 受給者は、受給1年目の3月に、研究経過報告書及び成績証明書を提出する必要があります。
- (2) 受給2年目の3月に、研究内容の要旨又はこれに代わるもの、及び成績証明書を提出する必要があります。
- (3) 本奨学金の支援者である一般財団法人エンデバー・ユナイテッド・ホールディングス基金が年一回程度面談等を実施するので、受給者は出席する必要があります。

1 5. その他

- (1) 提出された申請書、調査書等は、一切返却いたしません。
- (2) 申請書、調査書等に記載されている個人情報、本奨学金業務に限定し利用するものであり、その他の目的に使用することは一切ありません。
- (3) 他の奨学金と併用で受給することは可能です。